第十六条の見出し及び同条第一項中「及び分析調査官」を「、分析調査官及び国際教育統計専門官」に改め、同条に次の一項を加える。

6　国際教育統計専門官は、国際的な教育に係る統計に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に当たる。

第二十一条の見出し中「、外国調査官及び国際教育統計専門官」を「及び外国調査官」に改め、同条第一項中「、外国調査官」を「及び外国調査官」に改め、「及び国際教育統計専門官一人」を削り、同条第四項を削る。

第二十二条第六項中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第二十七条第五項及び第六項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第二十九条第七項並びに第三十三条第二項及び第四項中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第四十二条の見出しを「（私学共済室及び私学行政専門官）」に改め、同条第一項中「私学共済企画官、」を「私学共済室」に改め、「及び共済調査官それぞれ」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　私学共済室は、私立学校教職員の共済制度に関する事務をつかさどる。

第四十二条中第四項を削り、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　私学共済室に、室長及び共済調査官一人を置く。

4　共済調査官は、私立学校教職員の共済制度に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

第四十八条第二項第四号を削る。

第四十九条の見出し中「企画官」を「研究公正推進室」に改め、同条第一項中「企画官一人」を「研究公正推進室」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「関すること」の下に「（研究公正推進室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第三号中「研究開発局」の下に「及び研究公正推進室」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　研究公正推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する研究者に関する基本的な政策のうち研究開発の公正な実施の推進に係るものに関する企画及び立案並びに推進に関すること。

二　科学技術に関する研究者に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務のうち研究開発の公正な実施の推進に係るものに関すること。

三　研究者の養成及び資質の向上に関する事務（研究開発局の所掌に属するものを除く。）のうち研究開発の公正な実施の推進に係るものに関すること。

第四十九条に次の一項を加える。

5　研究公正推進室に、室長を置く。

第五十五条第四項第二号中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

第六十五条第三項第五号中「独立行政法人防災科学技術研究所」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第三項の規定に基づき、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号ロ中「及び適性」を「並びに適性及び能力」に改め、同号ニ中「在学する」を「入学定員の適切な設定及び在学する」に改め、同号カ中「進路」の下に「等の教育活動の成果」を、「含む。）」の下に「及び当該成果に係る教育活動の実施状況」を加え、同項第二号中「平成十四年法律第百三十九号」の下に「。次号において「連携法」という。」を加え、同項に次の一号を加える。

三　認証評価機関になろうとする者が、連携法第五条第三項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

第四条に次の一項を加える。

3　第三条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、第三条第二項の規定にかかわらず、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の第一項第一号に掲げる事項について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十七号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行に伴い、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の十一において準用する同法第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の人事管理に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の人事管理に関する省令

（内部組織）

第一条　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた機構の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として文部科学大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第二条　機構に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

附　則

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。